

地域文化創造館 区分間の利用に関する一部変更について

平素より、当館をご利用いただき、ありがとうございます。

日頃のご利用にあたり、区分間の延長利用について、利用状況などを考慮し、平成 31 年度 4 月 1 日利用分より下記のとおり、変更いたします。ご理解・ご了承願います。

ご不明な点などございましたら、お気軽に各地域文化創造館にお問い合わせください。

記

1. 変更内容

区分間 時間外利用の一部変更

	変更前	変更後
①午前と午後 の間の延長	12 時～13 時までの間、 30 分単位の延長が可能。 最大 1 時間	いずれかの区分利用の際、 前後の区分時間を延長して利用可 最大 30 分 ※ただし、12 時～12 時 30 分または 12 時 30～13 時いずれかの時間帯に既に予約が入っている場 合は、もう一方の時間帯は利用できない。
②午後と夜間 の間の延長	17 時～17 時 30 分までの間、 最大 30 分の延長が可能	廃止

2. 対象施設

- (1) 駒込地域文化創造館 調理室以外の全室場
- (2) 巣鴨地域文化創造館 全室場
- (3) 南大塚地域文化創造館 調理室以外の全室場
- (4) 千早地域文化創造館 調理室以外の全室場

※雑司が谷地域文化創造館 全室場および駒込地域文化創造館・南大塚地域文化創造館・千早地域文化創造館の調理室に関しては、平成 28 年（2016 年）4 月利用分よりすでに上記変更を実施しています。

3. 理由

各区分の貸し出し準備、終了後の点検ならびに窓口での貸出対応を適切におこなうため

4. 変更開始時期

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日 利用分より

問合せ先：駒込地域文化創造館 ☎03-3940-2400
 巣鴨地域文化創造館 ☎03-3576-2637
 南大塚地域文化創造館 ☎03-3946-4301
 雑司が谷地域文化創造館 ☎03-3590-1253
 千早地域文化創造館 ☎03-3974-1355